

研究ノート

イングランドにおける『保育環境評価スケール(ECERS)』の利用

—研究と実践—

¹埋 橋 玲 子 ²サンドラ・マゼラス¹同志社女子大学・現代社会学部・現代こども学科・教授²オックスフォード大学・上席研究員/A+エジュケーション代表

Use of the Environment Rating Scales in England

— Policy, practice and research —

¹Reiko Uzuhashi ²Sandra Mathers¹Department of Childhood Studies, Faculty of Contemporary Social Studies,
Doshisha Women's College of Liberal Arts, Professor²Department of Education, University of Oxford,
Principal Investigator and Senior Researcher, A+ Education

はじめに

日本では、2012年8月、社会保障と税の一体改革の目玉として子ども・子育て関連3法が成立した。2014年4月に消費税率は8%に引き上げられることで、「子ども・子育て新制度(以下、新制度)」は財源に一定の目途がつき、2015年4月より本格始動を迎える。

新制度の目的は、「すべての子どもへの良質な生育環境」、幼保一体化や待機児童の解消などの子育て支援の強化にあるとされている。3法の趣旨は「保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する」ことにあるといわれている。

このような政府の見解の具体的政策の一つが、「幼保連携型認定こども園」の改善であり、その具体的制度設計の中に「評価・情報公開」

の項目がある。「自己評価が義務化され、関係者評価・第三者評価が努力義務となる」というのがその内容である。かくして、2015年の新システム開始に向けて、「評価」をどのように行うかは個別の施設にとって大きな課題となりつつある。

一方、イングランドでは幼児教育の無償化が開始された1997年の時点で、Ofsted¹⁾という外部(第三者)機関による評価=査察が義務付けられていた。正確には、査察を受けることが、当該機関等が補助金を受けるための必須条件とされたのである。以来、内容や仕組みの変更はあったが、ナショナル・カリキュラムを基準として査察が実行され、その結果が公開されるという基本的な枠組みは変わることなく実行されている。また、各保育機関等での自己評価が義務付けられるようになった。この自己評価は査察の一項目でもある。

このようなイングランドの状況は、「評価」

ならびに「自己評価」という課題にどのように取り組むかを喫緊の課題とする我が国の保育の状況にかんがみ、参照すべきものがある。本稿の目的はこの点にあり、2013年日本乳幼児教育学会の学会特別企画シンポジウムとして同題名で著者2人が発表した内容を基に構成された。なお、シンポジウムの指定討論者、藤森平治氏・無藤隆氏による提言を資料として添付した。

1. ECERS / ERS について

1997年、当時の労働党政権によりイングランドでは就学前の幼児教育の無償化が開始された。この幼児教育無償化という政策決定にあたり、そのエビデンスを提供したのがEPPE(= Effective Provision of Preschool Education、効果的な就学前教育)という大規模調査であった。この調査では3,000人の子どもの追跡調査を行い、就学前教育が子どもの発達に与える影響について調べるために、複数の種類の保育機関の「質」を測定した。その「質」の測定・評価にあたり使用されたのが、もともとアメリカで開発されたECERS²⁾(エカーズ、= Early Childhood Environment Rating Scale)という保育の質の評価法である。イングランドでは、ECERSはEPPEでの使用にとどまらず、「保育の質の向上」のツールとしての利用が広がった。

ECERSは2歳半～5歳の集団保育の質を測定するものであり、ECERS-R(= Revised)は1998年に発行された改訂版である。同じ考え方で作成されたものに、0歳～2歳半の集団保育の質を測定するITERS(イターズ、= Infant and Toddler Environment Rating Scale)、家庭的保育の質を測定するFDCERS(フィッカーズ、= Family Day Care Environment Rating Scale)がある。およびEPPEプロジェクトの際にイングランドのナショナル・カリキュラムの趣旨に対応すべく開発されたECERS-E(= Extension)があるが、これらを総称してERS=保育環境評価スケール(以

下、スケール)と略称している。

2. イングランドにおけるECERS / ERSの利用の背景

(1) 幼児教育の供給

イングランドの人口はおよそ5300万であり、152の地方自治体がある。就学前の幼児教育の供給は、各地方自治体の管轄下にあるが、全国的なガイドラインに従うことが求められている。例を挙げると大人と子どもの比率、法的に定められた機関(Ofsted³⁾)による査察、ナショナル・カリキュラム(EYFS⁴⁾)などが法的に定められているように、幼児教育についての法的整備はかなり進んでいる。自己評価の実施が保育事業者に義務付けられており、査察の際は自己評価により自園(自分)の保育の利点と弱点についての認識があることを提示しなくてはならない。

義務教育開始は5歳であり、就学前の3歳・4歳に対し週15時間の無償幼児教育が実施される。現在は経済的に困窮している地域20%の2歳児に対しても無償幼児教育が実施されているが、この比率は2014年9月に40%に引き上げられる。この施策には、経済的に困窮する家庭の子どもに貧困防止対策として幼児教育を実施するという社会的な目的がある。

幼児教育を供給する保育機関等は、①担任が大卒教師である公立ナーサリースクールあるいは公立小学校付設ナーサリークラス、②営利を目的とした事業者による集団保育あるいはチャイルドマインダー、③非営利(ボランティア)の事業者(例えば親の運営するプレイグループ⁵⁾)による集団保育に大別される。

(2) 労働党政権下(1997～2010)の幼児教育拡大とECERS

労働党政権のもとでイギリスの幼児教育はかつてない拡大を見せた。3・4歳対象の無償幼児教育開始、EYFSと呼ばれる乳幼児期のナショナル・カリキュラムの作成等の大事業がなされたことと並行して、幼児期の教育を実施す

るためのエビデンスを明らかにするために数々の調査研究が実施された。その中で、政策決定に大きく影響を与えたプロジェクトのひとつがオックスフォード大学のキャシー・シルバーを主幹とする EPPE という大規模調査である（前述）。

EPPE は就学前に幼児教育・保育を受けた子ども 3,000 人の追跡調査を行い、質の高い就学前教育は子どもの言語的・社会的発達を促し、とりわけ困窮家庭の子どもに有効であることを示した。この調査にあたり、子どもが受けた諸機関等での就学前教育・保育の質を測定するのに用いられたのが ECERS-R (Revised, 1998、写真 1) および ECERS-E (Extension, 写真 2) である。

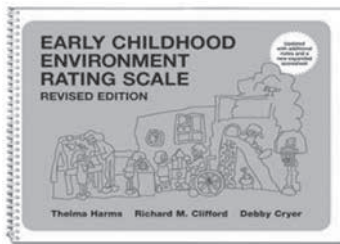


写真 1 ECERS-R の表紙



写真 2 ECERS-E の表紙

一方、労働党政権下では地方自治体の果たす役割が大きく、保育機関等が実施する幼児教育の質を担保する責任を有していた（図 1）。そのような状況のもと、上記に示したように EPPE に ECERS が用いられたことを背景に、幼児教育の質を向上させるために 152 ある地方自治体の約半分が ECERS を使用した。

労働党政権は幼児教育を重視し多くの予算を投入したが、なかでも個別の保育従事者に対し

て直接働きかけることに力を注いだ。EYFS もそのひとつであり、細部にわたって詳細に記述されたボリュームのあるカリキュラムを作成した。カリキュラム本体にとどまらず、子どもをどのように指導するべきかについて多くのガイドブックを発行し、インターネットでも資料を提供した。その上で自治体を通してモニタリングを行った。

このように労働党政権の下で自治体はたいへんパワフルであった。他にも例を挙げると、先に示した無償幼児教育についても、どの機関で実施するかの決定権があった。決定の基準は「質」にあり、自治体には質の向上に支出するための責任と予算が潤沢にあった。労働党政権は建物や設備の充実を用途とする「キャピタル・ファンド」や幼児教育の質と量の向上をはかる「クオリティ&アクセス・ファンド」を設け、総額で日本円にして 2,680 億円がこの分野につき込まれ、施設・設備面での向上は目覚ましいものがあつた。質に関しては営利企業と非営利組織によるものは質が非常に低く、これらの質の向上が大きな課題であり、そのために自治体は ECERS を用いたのである。

(3) 連合政権下 (2010~) の変化

2010 年の総選挙により労働党は政権を失い、保守党が第 1 党となったが単独では過半数の議席を占めることができず、自由民主党との連合政権が成立した。現連合政権は幼児教育・保育へ財源を投入することを控えるようになった。

地方自治体への幼児教育・保育関係の予算は大幅にカットされ、地方自治体が負うべき責任も減じられた。個別の保育機関に対し無償幼児教育を提供できる機関として認可するかどうかの決定は地方自治体の責任ではなくなった。この認可の基準は Ofsted の査察の結果による評価ランクとなり、Ofsted のもつ力は大きくなった。

3. イングランド自治体における ECERS / ERS の利用の状況

(1) 保育の質の測定

イングランドでの無償幼児教育は全地域で同時期に一斉に開始されたのではなく、また、設備投資も優先順位をつけて漸次実行されていった。より困窮している地域や質の低いところから実行されていったが、政府はその際の判断の基準に根拠を求め、その根拠を得る手段として ECERS を用いた自治体が全体の半数程度であったのである。この事実から見て ECERS は保育の質の測定方法として確立したといえるだろう。

(2) 質の向上

測定方法としてだけではなく、質の向上のためにも ECERS は用いられている。自治体には各保育機関の保育の質の向上を支援するスタッフがおり、質の向上を助けるために ECERS を用いている。もちろん保育者自身も自己評価に用いている。

質の向上については LA (ローカル・オーソリティ=地方自治体の略)・ECERS ネットワークというフォーラムがある。このフォーラムには 45 の自治体と政府 (教育省)、Ofsted からメンバーが参加しており、筆者 (マゼラス) の ECERS チームにとって非常に重要な組織であ

る。このようにネットワークがあることでよい実践が共有され、相互に連絡・支援が可能になる。研究や政策をアップデートすることにもなる。現在数千の幼児教育機関や学校が ECERS を使っている (図 1 参照)。

(3) 労働党政権下の事例

1) 概要

人口 113 万 2 千余りの経済的に恵まれた自治体の事例を紹介する。ECERS-R/E を使うために研修を受けたアセッサー (認定評価者) により幼児教育機関等の外部評価を行った例である。

当該自治体が、「クオリティ&アクセス・ファンド」として中央政府から与えられた 14 百万ポンド (21 億 33 百万円) の予算の用途をどうするか、ということから始まった。まず 492 か所の幼児教育・保育機関が選ばれ、ECERS-R と ECERS-E が配布された。2008 年から 2009 年にかけて第 1 次調査 (ベースライン・アセスメント) が行われた。その後アクションプラン策定と予算配当、支援が行われ、492 か所のうち 4 割をランダムに抽出し、それらを対象に 2010 年から 2011 年にかけて第 2 次調査 (フォローアップ・アセスメント) が行われた。

実施方法としては、評価調査実施の当日に調査結果の簡易なフィードバックを行い、その後

実行のレベル

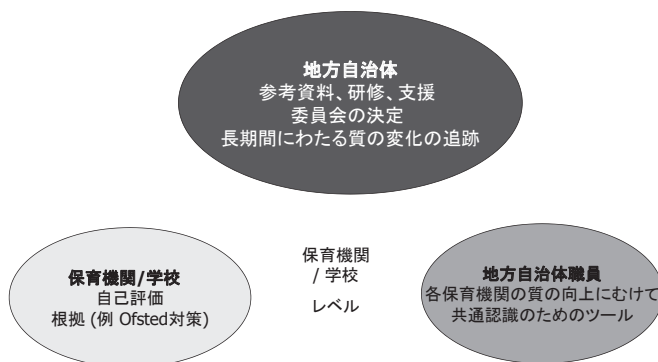


図 1 労働党政権下での地方自治体の果たす役割

ECERS の研修を受けた自治体の担当者が完全なフィードバックを行う。担当者はその後「ECERS アクションプラン」作成を支援する。

第1次調査の結果を受けて、全機関に積み木、多文化の楽器セットおよび絵本が配布された。個別の機関には教材・遊具の購入に使うための助成金として最低2,500ポンド（およそ38万円）が支給された。他にも施設や園庭の改良工事について助成がなされた。これらはECERSの評価結果に基づいたものである。

2) 結果

調査全体の結果を示したものが図2、図3である。図2はECERS-Rの一部分で「活動」という分野の10項目の第1次・第2次調査の結果を示したもので、各項目の第2次の結果が上の数値とバー、第1次の結果が下の数値とバーである。どの項目も評点が上昇していることがわかる。

図3は項目1から37までについて評点の変化を示したものである。これを見ると、「活動」のグループ「空間と家具」のグループの項目の評点が上昇している。「日常の決まったケアのための家具」、「遊びと学びのための家具」「粗大運動遊びのための設備」についても上昇した。

教具や遊具などの備品、設備を増やすこと、つまりお金は保育の質を向上させるのに重要な役割を果たすということがわかる。

だがほとんど変わらなかった項目がある。「日常のケア」「言語」「相互関係」の項目である。その理由を考えると、現場にとってECERSのプロジェクトが査察あるいは一種のテストのように受け入れられていた、ということである。つまり、補助金を得るための関所のようなもので、「お金を取るためにはこのテストに受からなければいけない」という感覚であった。プロジェクトが終わるとECERSを本棚にしまい込んでしまった。

本来ならばECERSの背後にある考え方を理解して、自己評価のツールとしての価値を認めてもらいたかったのだが、そうはならなかった。なぜならば現場の人たちはECERSについて研修を受けておらず、設備や備品などではない分野の質の向上のために自分たち自身でスケールを使うことができる、とは理解していなかったからである。

このことはECERSチームにとってよい教訓になった。この自治体の次の課題は、現場の保育者による自己評価である、ということが認識された。

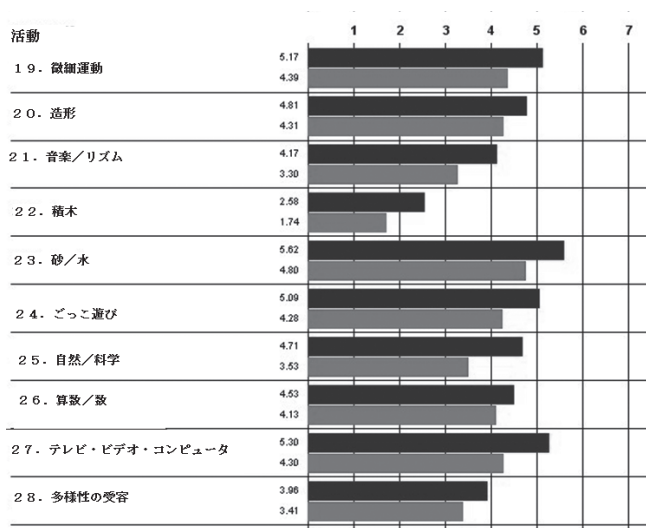


図2 ECERS-R「活動」分野の10項目の第1次・第2次調査結果の比較

<p>空間と家具</p> <ul style="list-style-type: none"> • 1. 室内空間 • 2. 日常のケア、遊び、学びの家具** • 3. くつろぎと安らぎのための家具** • 4. 遊びのための室内構成 • 5. ひとりまたはふたりのための空間 • 6. 子どもに関係する展示 • 7. 粗大運動遊びのための空間* • 8. 粗大運動のための設備・備品* <p>個人的な日常のケア</p> <ul style="list-style-type: none"> • 9. 登園/降園 • 10. 食事/間食 • 11. 午睡/休息 • 12. 排泄/おむつ交換 • 13. 保健 • 14. 安全 <p>言語・推理</p> <ul style="list-style-type: none"> • 15. 本と絵・写真 • 16. コミュニケーション • 17. 思考力を育てる働きかけ • 18. 普段の会話 	<p>活動</p> <ul style="list-style-type: none"> • 19. 微細運動** *Gain ≥ 0.5 • 20. 造形* **Gain ≥ 0.75 • 21. 音楽/リズム** • 22. 積木** • 23. 砂/水** • 24. ごっこ遊び** • 25. 自然/科学** • 26. 算数/数 • 27. テレビ・ビデオ・コンピュータ** • 28. 多様性の受容* <p>相互関係</p> <ul style="list-style-type: none"> • 29. 粗大運動の見守り • 30. 全体の見守り • 31. 望ましい態度・習慣の育成 • 32. 保育者と子どものやりとり • 33. 子どもどうしのやりとり <p>保育の構造</p> <ul style="list-style-type: none"> • 34. 日課** • 35. 自由遊び** • 36. 集団活動 • 37. 障がいをもつ子どもへの配慮*
---	--

図3 項目1から37までについての評点の変化

4. 事例

(1) 連立政権下での事例

〈事例1〉

1) 概要

人口176万3千のかなり大きな地方自治体の2011～13年の事例である。すでにスケールの使用を経験しており、自治体の保育チームはECERS-R、ECERS-E、ITERSについて訓練を受けていた。また、スケールの使用についての指導者を養成していた。数年にわたり評価観察に基づき事業者に改善プランを策定させるという形で、質の向上のためにスケールが使われていたという実績がある。

ここに至るまでの時期を〈第一期〉とし、それに続く〈第二期〉として2つの目的が設定された。目的のひとつはすでに自治体によって実現された質の向上への取り組みを維持・発展させること、もうひとつは事業者が個別にあるいはネットワークなどを通して自己評価を行い質の向上に取り組めるようにすることである。

そのために以下のような方法が取られた；

- 保育者自身がプロジェクトに参加できるようにする。
- リーダーシップ研修・マネジメント研修

と併せスケールの研修を集団保育の事業者とチャイルドマインダー対象に行う。

- 熱心な事業者に対しては、専門性を高めるために、トレーナーの指導の下に評価観察と自己評価のやり方の研修を行う。
- 研修を受けた保育者がスケールの「メンター」として他の保育機関に対して指導ができるように支援する。

2) 研修モデル

研修は以下のように行う；

- 3～5日間
- スケールを枠組みとして用いるが、それぞれの項目の背景にある理論と教育学をより深く理解することを目指している。
- 主任・園長にはリーダーシップ・トレーニングを行う。
- 研修の後数週間置き、「宿題」としてその間に現場でECERS/ITERSの項目の現場での実践を行う。
- 可能であれば、自治体が「宿題」のサポートを行う。

3) メンターのワークショップ

メンターの養成にあたり、最初にメンターの

役割について話し合い、明確にする。メンターは基本的な教材のセットを渡され、業務を行う上で必要となることについて話し合う。メンターはネットワークの会合に出席したり、スケールが初めての事業者に対し研修会を開いたりなどの役割を果たす。会合を振り返り、次のステップの計画を立てる。

4) 結果

研修に対しては非常に評判がよく、初期段階には注意深く計画されたやり方が実行され、チャイルドマインダーのチームも巻き込むことができたのが成功した結果である。課題としては、どのようにしてデータを効果的に利用するか、連続性や充実、事業の拡大、研修のキャパシティが挙げられた。

〈事例 2〉

ロンドンの町中にあり、多様な民族の住人がいる人口31万1千(2011年)の自治体の事例である。公立のナーサリースクールが3か所あるうちのひとつ、ABC ナーサリースクール(匿名)の事例である。本ナーサリースクールはOfstedにより「大変良い outstanding」の評価を受けている。

このABC ナーサリースクールをECERSおよびITERSのモデルセンターとし、そのスタッフを中心としてスケールを自己評価のために用いる保育機関のネットワーク(名称:クオリティ・チャンピオン)を作る。スケールを用いて正確な観察ができ、スケールを熟知するエキスパートのチームを作り、保育事業者にさらなる支援を行う。

このプロジェクトへの参加者を募り、5日間でスケールを用いての自己評価の研修およびリーダーシップ研修を行う。この中には評価実習も含まれる。ABC ナーサリースクールのスタッフと自治体からのスタッフがスケールの信頼性を高めるための研修を行う。

もはや自治体に多くを期待することができなくなった状況では保育の質の保障と向上のため

に新たな方法を模索しなくてはならない。ABC ナーサリースクールを中心とする手法は現在開発中である。

4. まとめ

ECERSはもともとアメリカで開発され、イングランドではEPPEプロジェクトを機に自己評価のツールとしての利用が普及した。その理由として、「保育の質」を数値で示すことができ、何らかの政策決定にあたりエビデンスを提供する目的のために利用できる、ということが第一に挙げられる。さらにナショナル・カリキュラムの実施に当たり自己評価が義務付けられていることと、Ofstedの査察の際には自己評価を行っている証拠を示さなくてはならないという事情があり、このような状況に対応するにはECERSは有効なツールとして認められているのである。

ナショナル・カリキュラムのEYFSとECERS、ITERSの項目を対照させた表や、同じくOfstedの自己評価項目との対照表が作成されていること、およびERSの本来の趣旨を損なわずにイングランドの状況に対応した評価基準の作成というように、イングランドでの利用に適した手引きが整えられている。

だが保育の質を「測定」し「評価」を行っただけでは「保育の質の向上」ひいては子どもの発達を促すという成果にはつながらない。また、Ofstedの査察目的だけに使用し、いったん高評価が得られるとそれで良しとただけでは「評価」の目的を十分に果たしたことはない。その後の「質の向上」の糧となる評価でなくてはならない。保育の質が設備・備品の充実によってもたらされることは確かであるが、保育者自身の行動や発話、子どもに対する理解、指導技術の改善がもたらされなくてはそれ以上の質の向上は望めない。

それには保育者自身が各項目の背景にある理論と教育の原理について理解し、自らの保育を振り返り他者との意見交換のための枠組みとして使われることが必要になる。メンターの育

成、モデルセンターの設置、評価実習、ワークショップの実施はそのための手立てである。

ECERS は外部評価に対応するための自己評価方法として用いられるだけではなく、保育の改善に有効な自己評価のツールとして用いられなくてはならない。単なるチェックリストではなく、観点をもって保育を見直し改善への道筋を自覚できるようなツールとして活用されなくてはならない。

とはいえ ECERS だけが唯一の評価方法ではなく、大切なことは保育の実践が常にエビデンスに基づいたものでなくてはならないということである。そのために評価は客観的で確固たるものとして、どれだけ子どものためになっているか、ということが考えられなくてはならない。「評価」が保育者の余計な仕事を増やすものになってはならず、肯定的に受け止められ、すべての人が関与するものになることが大切なのである。

5. 日本での ECERS の利用についての示唆

日本では ECERS / ITERS の翻訳が筆者(埋橋)の訳により出版されている⁶⁾。個別の園や特定の地域での研修のツールとして用いられてはいる^{7,8)}が、広く周知されるには至っていない。また、現場の保育者や施設長が見ると「チェックリスト」の観があり、肯定的な印象が得られないことは珍しくない。あるいはアメリカで考案された保育の質の評価は日本という社会や文化の中では通用しないのではないかという懸念が抱かれることもしばしばである。

しかしながら筆者(埋橋)の経験では、内容を説明し実際にスケールを用いてコンサルティングを行うと、「保育の実践の次の課題が明確になる」とスケールに対する印象が一変することがほとんどといってよい。また、両スケールと日本の幼児教育・保育のガイドラインである『幼稚園教育要領』『保育所保育指針』との内容の対照を行うと、両ガイドラインの大綱的な内容が具体的にはどのような形で保育実践につながるのかがよく理解できる。これはイングリ

ドでナショナル・カリキュラムおよび Ofsted の自己評価表と ECERS / ITERS の対照表が作成されていることと趣旨は共通する。

ECERS / ITERS は評価方法の常として効用と限界をもつことは当然であるが、それを踏まえての利点は、保育の質が数値化されることにある。数値化が可能であることはデータの蓄積が可能であることを意味する。多量のデータが得られれば、個別の保育者、保育機関にとどまらず、地域別あるいは経年的に保育の質の水準を可視化することができ、政策決定のエビデンスを提供することができる。

保育の質の向上は、個人や個別の機関による努力や保育指針に示されている「自己研鑽」では十分とは言えず、例えば保育室の面積や子どもと保育者の比率といったような法的根拠をもち義務化された一定の基準の下支えなしには実現しがたい。政策決定のエビデンスとなるような大量の「客観的」データが得られる評価方法が、保育の質の向上すなわち子どもの発達を保障し最善の利益をもたらすには必須であるといっても過言ではない。それはイングランドにおいて EPPE 調査研究の果たした役割を見ると明らかである。

今後、スケールを日本において調査研究に用いることには大きな意義がある。ひとつは保育の質を数値化できるという特徴を生かし、政策決定および保育の実践のエビデンスを提供することである。この延長上で ECERS/ITERS という共通の尺度をもち海外の保育との比較検証が可能になる。他方、個別の保育者や保育機関においてスケールの項目の背後にある理論を理解し共通の枠組みをもって保育の質を見直し改善の手立てとすることである。

これらの実現には、調査研究にあたってのアセッサーの養成、イングランドでの例に従えばメンターの養成とモデル園の設置という課題がある。この課題の遂行に向かい、本資料が一助となることを切に願うものである。

付記；本研究は 2013 年度同志社女子大学の

研究助成に基づいています。ここに記して謝意を表します。

一資料① シンポジウムにおける藤森平治氏 (新宿せいが保育園)によるコメント

私は保育の現場で ECERS から影響を受け、その立場から次のようなことを考えました。

現場で保育しているなかで、「質的充実」とか「質の保証」といったときに、質のスタンダード化がされていない状況で、どんな質を評価するかということに非常に悩みます。まず、日本が質のスタンダード化をすべきだと思います。しかし、それは決して保育の均一を目指すわけではないので、どこまで具体的に書き込んでいかということが、最初の悩みでした。そのために、質のスタンダード化の提案をして、仲間にそういうスタンダード化を広めていこうとしているのです。

そのときに、ECERS が参考になったのですが、まず「どのような環境か」という評価がありますね。しかし、その環境をつくるだけでいいかと思ったら、そうではなくて、そこで「子どもがどんな姿をしているのか」を評価しなくてはならない。これは SICS⁹⁾ などにかなり影響を受けました。それから、そのとき「子どもはどんなことを学んでいるのか」という学びの評価ですね。さらに、「保育者がどのような意図をもち指導をしているか」という評価、次いで「子どもたちがそのなかでどんなものを獲得し、それがどう大人になったときにどうなっているか」という追跡調査のような評価が考えられます。

これらをすべて評価していくと膨大になってしまい、評価して終わって、評価自体が仕事になってしまいます。日常、常に振り返るためにはできるだけシンプルなものにすることが大切だと考えました。

そこで私たちは、環境を通して保育するにあたり、環境を「保育者が意図を持ってつくる環境」ととらえ、「人」と「もの」と、「空間あるいは場」、という3つに絞ってみました。そし

てこの3つの環境で子どもがどんな姿をしているかという両方を対比し評価ができるように作ってみました。

まず環境を用意する。だけど、用意するだけでは駄目で、そこで子どもが本当にそんな姿になっているかということの評価する。そして、なっていないかったら、もう一度環境が本当にそうなっているかを、環境で振り返る。

振り返りといっても、修正する課題が見えなければ、振り返った意味がないですね。例えば「子どもが全然生き生きしない」とすれば、生き生きしていない姿の評価をしたところでしょうがないので、それは環境がそうになっていないのではないかと行って振り返る。そして、環境を用意したら、今度は子どもは本当にそう（ねらいどおりに）になっているか。その行き来を保育者の日常のなかでやったらどうかということでも評価方法をつくってみました。

例えば、子どもがやりたいと思う発想を保障するために、「常設としていくつかのゾーンが用意されていますか」と、評価するんですね。それから、「自分でやりたい遊びを、きちんと行うことができる広さ、空間が用意されていますか」「友達と複数で遊ぶことができる空間が用意されていますか」「一人で集中して遊ぶことができる空間が用意されていますか」と保育室の空間の環境を評価します。次に、子どもの姿について、例えば「ゆったりと安定した気持ちで過ごしていますか」、「みんなで遊ぶ楽しさを感じていますか」などと評価してみる。もし「みんなで遊ぶ楽しさを感じていない」となれば、どうしたらいいかと考え、もう一度空間に戻って「複数で遊ぶことができる空間が用意されていないのかもしれない」と見直してみるというふうに、行ったり来たりをしながら、保育者が自分で解決を見つけていくというような評価方法を作ってみました。

チェックだけだと、次に自分が取るべき保育者としての行動が見えにくい。振り返ってみても、次にやる課題が見えないと、評価ってあまり意味がないと私は思います。保育者としての

行動と子どもの姿を行き来しながら、次に自分がやるべき課題が見えるような評価をめざしました。

それを私たちのグループの仲間に、つまり同じ質を求めるグループにやってもらっているのですが、やはり、課題は、見方が人によって違うことです。評価というのは、基準によってとり方が違うので、ECERS みたいに、トレーニングが必要なかもしれません。

ドイツの例を挙げますと、環境マイスターという、環境をコーディネートする人がいます。例えばそういう人たちが、環境に対してアドバイスをしていくとか、そういうようなことが相互にしていけると、評価ももう少し具体的に言いやすくなるのかなということを感じています。

現場としては、具体的に、日々やろうとするにはどんなものがあるか、ただ、点数をつけてその結果を伝えるだけではなく、次にどう行動すべきかというのが見えやすい評価というのはないだろうか、と考えています。ECERS から環境評価をするということにとっても刺激を受け、環境を用意したところで、今度は子どもがそこで本当にそうしているのかを見たいと思いました。そして SICS の「熱中度」とか「気楽さ」という観点を参考にして、その両方を行ったり来たりで評価したらどうかというものを、自分たちで提案してみました。

一資料②シンポジウムにおける無藤隆氏（白梅学園大学）によるコメント

私のほうは、われわれ日本にいる人間としてイギリスの知見、あるいは ECERS のような尺度の考えを現在の日本の文脈のなかでどう受け止めどう生かせるかを考えてみました。

今、日本の保育制度全体が大きな改革の時期です。2年後の2015年度、毎年7,000億円以上の予算が保育関係で増えるわけです。そのなかで、7,000億というのはイギリスの2千数百億の倍に相当しますが（人口も倍ですが）、幼稚園と保育園の二元体制がそれを両方兼ねる

認定こども園による統合に少しずつ向かうということだと思います。それと、大都市圏では保育所に入れないことが多いので、保育所を増やすと。また、幼稚園を認定こども園に転換し、その一部について保育所の機能を持つということになります。さらに少子化が激しい地域では、幼稚園と保育所を統合するということです。もう一つは、これはサンドラさんのお話と関係しますが、自治体が幼稚園、保育所を含めた保育全体の責任を持つ体制をつくります。

そのなかで、保育の質の向上ということも大きな課題になりました。そのために何を必要としているかですけれど、4つほどあると思います。1つは保育者一人当たりの子どもの数の軽減というものを、多少、行う。2番目に、特に保育者のうちの経験者の処遇の改善を多少ながら図ることができる。それから3番目が今日の話でもありますが、すべての幼稚園、保育園の自己評価というものを実りある、充実したものにする。それから4番目は自治体が監督権を持つわけですが、それを自主的なものにする。この4つの課題というものがあるわけです。

それと並行してもう一つ大事なことがあります。それは evidence の問題です。質の改善の手だてを国の施策として実現するためには、いわゆる evidence が必要ですが、特に日本ではこの evidence が極めて弱いと思います。特に第三者といってもいろいろありますが、政治家、財政担当者の説得においては、evidence といってもとりわけ客観的、かつ数量的な評価、これが不可欠であると思います。それによって、保育の質の客観的に評価して、それをなんらかの保育の成果と結びつける。そういう必要がある。

そうすると、その保育の質というものの客観的な評価尺度とそれが多くの園で共通に使えるようにしていかなければいけない。もう一つは、この尺度はいろいろ提案されておりますけれども、できる限り、保育のプロセス、過程を反映できるようなそういうものであってほしいと

思います。

もう一つ、考えていることが、自己評価と絡むわけでありませけれども、すべての幼稚園、保育園などにおいて、それ自体が改善のできるような仕組みというものをつくっていることです。保育の質を改善、向上させることを、保育のなかに内蔵するようなそういうかたちをとるといことです。その中心は、各園で保育者自身が自分たちの保育を振り返って、同僚、および助言者がそこに入るかたちで改善する。こういう仕組みをすべての幼稚園、保育園に実現することだと思います。これは一部の幼稚園、保育園はちゃんとやっているわけですが、すべてとはいえないわけです。このことと、先ほどの自己評価の義務づけとつなげれば、自己評価から必ず改善計画を立てるといことを義務づけているといことが必要だと思います。

そのうえでさらに、外部から助言者が定期的に訪問して助言する、そういう制度をつくる。日本全体で義務づけるのは無理だとは思いますが、それを広げることにはできる。その際に、ただ、保育を見るということより、もう少し具体的な道具といものが必要だと。この道具といものは、広い意味ですけれども、例えば、視聴覚機器といものを利用するようなことを広げる。それから、学びのストーリーといいいますか、学び、子どもの姿、実践の姿を見直して、そこで子どもの学びを記述する。あるいは、保育者の働きかけを捉えて、保育者自身が省察できるようにする。あるいは、保育環境から、もの、人のあり方、子どもが特にどう関わるかといことを検討する。そういう道具がいろいろあるなかに、尺度といものも使われると思ひます。

さて、その自己評価ですけれども、現在幼稚園は自己評価が義務づけられていて、保育所はまだ義務づけでなくて、2015年から義務づけに入る予定ですが、では、その幼稚園の自己評価といものがうまくいっているかといことですが、今のところ、自己評価といものは、幼稚園に義務づけられていても、その中身は各園に任されています。文部科学省は国とし

てガイドラインは出していますが、それは参考資料であるにすぎません。そのなかで、自己評価をちゃんとやっているところもあると思ひますけれども、必ずしもそうでないところも多く、つまり、自己評価といものが非常にかたちだけのものになり、自賛といひますか、ABCをつけることになっているのですが、オールAの幼稚園がほとんどになる。

ほとんど全部Aといひ、日本の保育は素晴らしいとい結果になるわけですが、素晴らしいくて別にいいのですけれども、問題はそこに改善とい視点がないといことにあります。改善計画をセットにして評価、改善のサイクルといひものも、義務づけができないかといひことではありますが、その際になんらかの客観的な見方といひものも必要で、尺度もそこに入れる必要があるのではないかと思ひます。

もちろん、そこには各園の目標、理念といひものがあるわけですので、それをはっきりさせていくわけですが、自己評価の大事なところは、それぞれの園の目標があるとして、あるいは理念があるとして、それが日々の具体的な保育実践にどう現れているのかまでを見直すことだと思います。自己評価といひものが、そういう具体的なところに踏み込む、1つのルートになるかどうかがポイントです。そういう意味で、保育の実践の多様な面を詳しく、具体的に把握する。これが大事だと思ひます。

私は ECERS といひ尺度は非常に優れたものだと思いますけれども、いろんな理由があるんですが、その1つは具体性があるといひことと、それから実践のさまざまな面ですね。それをとりあげているといひことかと思ひます。

さて、そこで自己評価するとして、同時に私は今後外部評価をどういふふう導入するか、これが重要だと思ひます。これについては、まだ、日本全体の体制としては外部評価を義務づけるところにいかないわけですが、なんらかのかたちでそこに、5年、10年といひ単位では進んでいくべきではないかと思ひます。

そのときに、外部から専門的な評価を可能に

するような人が必要になるんですね。現在、保育所については、第三者評価の仕組みがありますが、十分とは言いきれないと思うんです。そういう意味で、保育実践そのものに詳しく、かつその保育実践そのものを見て評価できるような、そういう方法が必要です。

それができるよう、さらにそれを助言に変えられる人たちが必要なんだと思うわけですが、それは保育の多様なあり方があります。園によって、さまざまですので、その特定のことを強制することではなく、多様性を尊重しながらも、中心としての保育の部分とその理論があると思うので、それをきちんと把握していく。それから、この自己評価と外部評価は Ofsted のようなランキングではないので、レーティングということを目指していませんので、いかに外部の評価が専門的かつ建設的な意見を伝えられる、そういう意味では、園の保育者と外部の評価者の共同作業が成り立つということが重要だと思います。

最後に、そのようなことが可能だとすれば、そこに評価、助言、アドバイザーとか、メンターという言い方もさっきありましたけれど、それを育成する必要があると思います。その専門家というのは、評価の道具に熟達していること、それから改善計画という言葉に、その道具の結果を翻訳できなければいけない。また園の実践者と対話できなければならない。具体的に尺度に頼るだけではなくて、具体的に子どもと保育者と環境の具体的な関係を見ていかなければならない。さらに、日々の活動を長期的な子どもの成長と結びつけられる見通しがなければいけないと思っています。

そういうことはかなり難しいことですが、それを例えば、4~5日の研修、もっと長期の研修、大学院などで、どういうふうが可能

にするのか。あるいは、園の実践者そのものがそれを使えるような研修はどうしたらいいのか。さらに、国、あるいは自治体の仕組みやなんらかのかたちでそれを入れるときにはどうしたらいいのか、これがわれわれの現在の、あるいは、5年後ぐらいの課題ということでもまとめました。以上です。

注

- 1) Office for Standard of Education (1997年当時)
- 2) 2歳半~5歳の集団保育の質に43(0~2歳半の場合は39)の観点を設定し、項目としてそれぞれに10前後の指標を設定し、指標の可否を判定し一定の手続きに従い各項目で表された保育の質を7段階で評定する仕組みの評価方法。最終的に個別の保育機関で提供される保育の質を1~7点の範囲で数値化する。具体的な項目については図3を参照のこと。
- 3) the Office for Standards in Education, Children's Services and Skills (現在)
- 4) Early Years Foundation Stage. 就学前のナショナル・カリキュラム。
- 5) 運営がボランティアな団体で、従業員は給与を支払われる。イギリスにはチャリティの伝統があり、その団体も含まれる。
- 6) 『保育環境評価スケール①幼児版』、『保育環境評価スケール②乳児版』、法律文化社、2004年初版。
- 7) 埋橋玲子(2012)「保育を見る目を育てる—『保育環境評価スケール』を用いて—」、『現代社会フォーラム』第8号、同志社女子大学現代社会学会、pp65-73。
- 8) 埋橋玲子(2013)「ECERS(保育環境評価スケール)にみる保育の質」、『子ども学』、白梅学園大学子ども学研究所、pp29-53。
- 9) ベルギー リューベン大学の Leavers 教授が作成した質尺度(1994)をもとに秋田喜代美らが開発した日本版の質尺度(2010)。